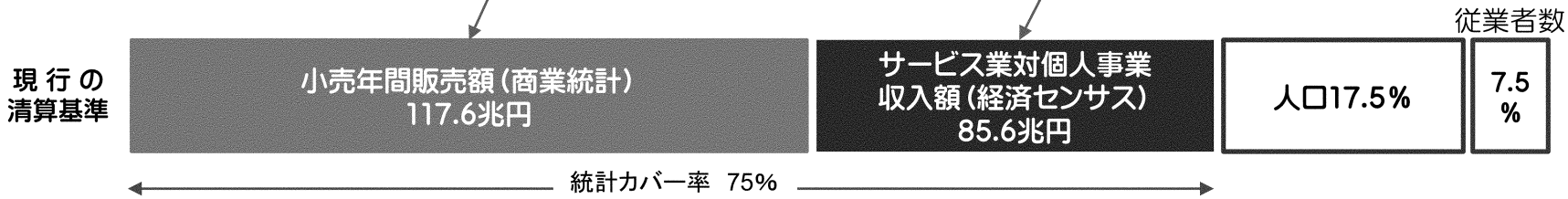
統計の利用方法の見直し

- 税収の帰属地たる最終消費地とは、原則として、**小売については、「実際に商品が使用（消費）された場所（主として「居住地」）、サービスについては、「サービスの供給地」と考えるべき**
- 新たに清算基準として活用できるデータは見当たらない
- 最終消費を表すデータとして利用することが適切でないと考えられるものは、以下のとおり

持ち帰り消費など統計の計上地と最終消費地が乖離していることが推定されるもの
百貨店、家電大型専門店、自販機による販売額
⇒　除外を検討すべき

本社一括計上など統計の計上地と最終消費地が乖離していることが推定されるものや、非課税取引に該当するもの
建物売買業、娯楽に附帯するサービス業、不動産賃貸業、不動産管理業、医療・福祉
⇒　除外を検討すべき



- **以上のような統計データのほかに、統計の計上地と最終消費地が乖離していることが推定されるものや非課税取引に該当するものがあれば、同様に除外を検討すべき**

統計データのカバー率

- 統計データの利用方法の見直しを踏まえ、**再計算し、新たに設定すべき**

統計データのカバー外の代替指標

- サービス統計の調査対象が大きく拡大しており、サービスの代替指標として従業者数を用いる、という考え方は見直すべき
- カバー外に存在する消費の代替指標としては、人口が最も適当
- **統計データのカバー外の代替指標としては、人口を基本として考えるべき**であり、**従業者数については、清算基準に用いないこととする方向で検討すべき**